議案第６４号

七飯町水道事業給水条例及び七飯町公共下水道条例の一部改正について

七飯町水道事業給水条例及び七飯町公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和　４　年１２月　６　日提出

七飯町長　杉　原　　太

七飯町水道事業給水条例及び七飯町公共下水道条例の一部を改正する条例

（七飯町水道事業給水条例の一部改正）

第１条　七飯町水道事業給水条例（昭和４７年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２７条を次のように改める。

（料金の算定）

第２７条　料金は、２箇月ごとの定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。）にメーターの検針を行って使用水量を計量し、その日の属する月及びその前月の分として算定する。この場合において、使用水量は各月均等とみなす。

２　管理者は、やむを得ない理由があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、定例日を変更し、又は毎月検針及び随時検針を行い、料金を算定することができる。

第３１条第１項中「翌月」を「定例日の翌月」に改め、同条第３項中「若しくは」を「又は」に、「又は集金の方法により毎月」を「により２箇月ごとに」に改める。

（七飯町公共下水道条例の一部改正）

第２条　七飯町公共下水道条例（平成元年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１３号中「１月」を「２箇月以内」に改める。

第１６条第２項中「毎使用月、その」を削り、「若しくは」を「又は」に、「又は集金の方法により毎月」を「により２箇月ごとに」に改め、同条第３項中「当

該月の」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（水道料金に関する経過措置）

2　第１条の規定による改正後の七飯町水道事業給水条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前から継続して使用し、かつ、施行日から令和５年４月３０日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金の徴収については、なお従前の例による。

（下水道使用料に関する経過措置）

3　第２条の規定による改正後の七飯町公共下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して使用し、かつ、施行日から令和５年４月３０日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定されるものに係る使用料の徴収については、なお従前の例による。